

## 納入時の注意事項

### 1 搬入・設置条件及び調整等については、以下の要件を満たすこと。

- (1) 機器搬入及び据え付けにあたっては、スケジュール表を事前に提出し、病院担当者に承認を得るものとする。また、別途指示があった場合はその指示に従うこと。
- (2) 調達物品の設置にあたっては、当院の設置条件に照らし合わせて実施すること。
- (3) 落札後、機器設置に際して一次側設備に変更・追加が必要な場合には、必要書類を速やかに提出するとともに、病院担当者、工事監督員、設計監理者及び施工業者との連携を密にし、機器設置（導入）に係わる必要事項について詳細な打ち合わせを行うこと。
- (4) 取り付け及び付帯など二次側工事については、落札業者の負担とする。
- (5) 搬入据付に際し、建物等に損害を与えた場合、或いは汚した場合、速やかに病院担当者に報告し自己の責任において現状復帰、清掃を行いその承諾を得ること。
- (6) 搬入、据付、調整、テスト稼働については、診療業務に支障をきたさないよう落札業者が病院職員と協議のうえ、その指示を受けること。
- (7) 機器搬入にあたっては、その搬入経路の壁・床等必要な個所の養生等を施すこと。また、別途指示のあった場合はその指示に従うこと。

### 2 サービス体制・保守体制に関しては、以下の要件を満たすこと。

- (1) 本装置の円滑な運用を実現するための点検、調整および技術的サポートを行える体制を有すること。
- (2) 通常使用による故障については、納入後1年間は無償補償に応じること。
- (3) 障害時は、早急な復旧を可能にするサービス体制を有することを証明すること。
- (4) 事故・問題が発生した場合は、当院へ速やかに報告し対応すること。
- (5) 1年以内の無償部品保証または使用方法・不具合に対する対応等、病院担当者からの問い合わせに対する体制が落札業者においてなされていること。

### 3 導入に伴う稼働準備及び運用・教育体制に関しては、以下の要件を満たすこと。

- (1) 機器の納品検収後、病院関係職員に対して使用説明及び訓練を実施し、開設時にはその技術を習得できるよう十分な指導をすること。

### 4 その他について

- (1) 納入期限内に病院が指定した場所に設置し、安定した稼働が可能であること。

- (2) 調達物品の取扱については、病院関係職員に対して十分な説明を行うこと。
- (3) 日本語の取扱マニュアルを紙媒体または電子媒体にて提出すること。
- (4) 装置に対し、必要な場合には耐震対策を講じること。
- (5) その他、当該仕様に記載のない事項については、適宜病院担当者との協議に応じること。

## **5 特記事項について**

- (1) 納入予定物件が契約後納入までにバージョンアップが行われた場合は当院と協議のうえ、同等以上のものを納入すること。
- (2) 納入時におけるシステム及びソフトウェア等は、可能な限り最新の状態で提供すること。